広島県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
広島県広島市安芸区畑賀町地内	鹿ノ子垣内西（六一三六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	土石流	鹿ノ子垣内西（六一三六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	土石流
	畑賀町一七四〇（六一七五―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり	畑賀町一七四〇（六一七五―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
	畑賀町三四八〇（三六八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり	畑賀町三四八〇（三六八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
	畑賀町三四八〇（三六八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり	畑賀町三四八〇（三六八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
	管ノ口（六一二七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり	管ノ口（六一二七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
	畑賀川支川（一二二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	土石流	畑賀川支川（一二二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。